

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和 47 (1972) 年 第 17 回ユネスコ総会において採択

昭和 50 (1975) 年 条約発効

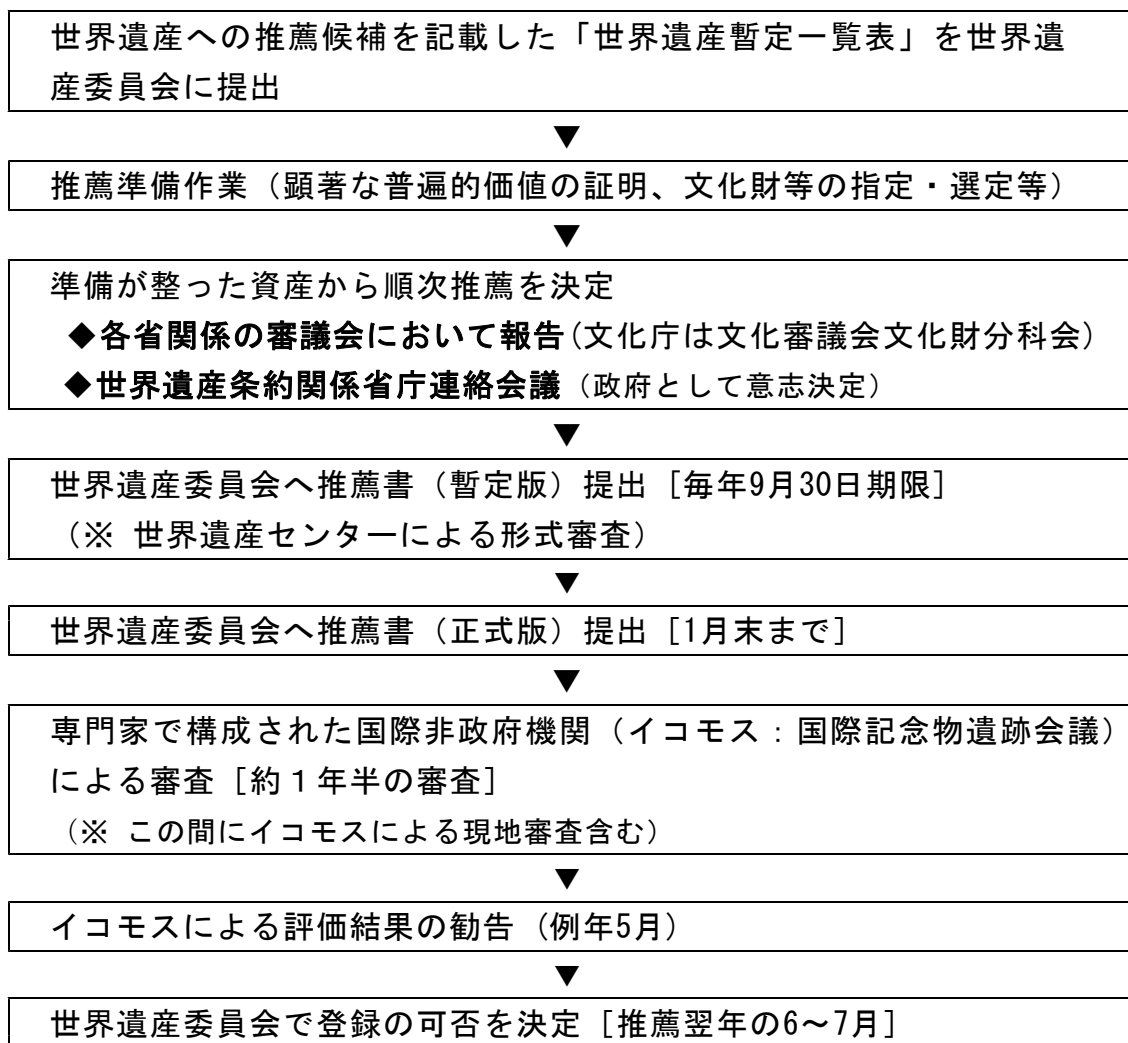
平成 4 (1992) 年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

平成 22 (2010) 年 8 月現在、締結国数 187 カ国

2. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産 12 件、自然遺産 4 件）

| | 記載物件名 | 所在地 | 暫定一覧表記載年 | 世界遺産一覧表記載年 | 区分 |
|----|----------------------------------|-----------------|----------|------------|----|
| 1 | 法隆寺地域の仏教建造物 | 奈良県 | 4 年 | 5 年 12 月 | 文化 |
| 2 | 姫路城 | 兵庫県 | 〃 | 〃 | 文化 |
| 3 | 屋久島 | 鹿児島県 | 〃 | 〃 | 自然 |
| 4 | 白神山地 | 青森県、秋田県 | 〃 | 〃 | 自然 |
| 5 | 古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市) | 京都府、滋賀県 | 〃 | 6 年 12 月 | 文化 |
| 6 | 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | 岐阜県、富山県 | 〃 | 7 年 12 月 | 文化 |
| 7 | 原爆ドーム | 広島県 | 7 年 | 8 年 12 月 | 文化 |
| 8 | 厳島神社 | 広島県 | 4 年 | 〃 | 文化 |
| 9 | 古都奈良の文化財 | 奈良県 | 〃 | 10 年 12 月 | 文化 |
| 10 | 日光の社寺 | 栃木県 | 〃 | 11 年 12 月 | 文化 |
| 11 | 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | 沖縄県 | 〃 | 12 年 12 月 | 文化 |
| 12 | 紀伊山地の霊場と参詣道 | 三重県、奈良県 和歌山県 | 13 年 | 16 年 7 月 | 文化 |
| 13 | 知床 | 北海道 | 16 年 | 17 年 7 月 | 自然 |
| 14 | 石見銀山遺跡とその文化的景観 | 島根県 | 13 年 | 19 年 7 月 | 文化 |
| 15 | 小笠原諸島 | 東京都 | 19 年 | 23 年 6 月 | 自然 |
| 16 | 平泉－仏国土（浄土）を表す建築 ・庭園及び考古学的遺跡群－ | 岩手県 | 13 年 | 23 年 6 月 | 文化 |

3. 世界遺産一覧表への登録プロセス（文化遺産の場合）



〈 世界遺産委員会の決議は、次の4区分 〉

- ① 記載（Inscription）： 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）： 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。
- ③ 記載延期（Deferral）： より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載決議（Decision not to inscribe）： 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産12件）

[平成4年]

- ①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ②「彦根城」（滋賀県）

[平成19年]

- ③「富岡製糸場と絹産業遺産群」（群馬県）
- ④「富士山」（静岡県・山梨県）
- ⑤「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）
- ⑥「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県）
- ⑦「国立西洋美術館（本館）」（東京都）

[平成21年]

- ⑧「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）
- ⑨「九州・山口の近代化産業遺産群」（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）
- ⑩「宗像・沖ノ島と関連遺産群」（福岡県）

[平成22年]

- ⑪「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）
- ⑫「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）

5. 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産推薦に向けたこれまでの取組

| | |
|---------------------|--|
| 平成4年 | 暫定一覧表へ掲載 |
| 平成19年7月 | 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進会議の設置 |
| 〃 | 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会の設置 |
| 平成19年9月 | 「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書原案作成委員会等の設置 |
| 平成21年1月～ 平成23年3月 | 4回の国際専門家会議を開催 （当初は「古都京都の文化財」、「古都奈良の文化財」と同様に個々の寺院・神社等を構成資産として想定していたが、「山稜部を含めた基本的な地形や都市構造が残っていることが重要であり、社寺等が含まれる山稜部を全体的に評価し、構成資産をまとめてはどうか」という専門家の指摘を受け、構成資産に山稜部を取り込み、古都保存法による歴史的風土特別保存地区を含めることとした。） |

6. 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産推薦に向けた今後の準備スケジュール

| | |
|----------|------------------------|
| 平成23年9月 | 文化審議会文化財分科会 |
| 〃 | 世界遺産条約関係省庁連絡会議 |
| 平成23年9月末 | 暫定推薦書のユネスコ世界遺産センターへの提出 |
| 平成24年1月末 | 正式推薦書のユネスコ世界遺産センターへの提出 |